

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

Letter from T.Matsumura 執筆: 弁護士松村隆志



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

この度、弁護士法人福岡法律事務所に入所いたしました松村隆志と申します。これからニュースレターを発行して参りますので、ご一読いただけますと幸いです。

さて、本稿では、将来支給される退職金が財産分与の対象となるのか、対象になるとした場合、分与の額及び方法はどうかについて説明します。

1. 問題の所在

夫婦の一方が婚姻中に獲得した財産は、他方の配偶者の協力があったからこそ取得することができたものといえるので、実質的に夫婦の共有財産であると考えられます。そのため、離婚に際しては、夫婦が共同で形成した共有財産を清算する必要があります。これが財産分与の制度です。

財産分与は、原則として別居時を基準として、その時点で存在する夫婦の共有財産を対象としてなされますが、退職金は将来の退職を条件とする権利であり別居時にその内容が具体的に定まっているものではないため、財産分与の対象になるか否か問題となります。

2. 将来の退職金の財産分与対象性

退職金は、法的には賃金の後払い的性質を有するものとされ、他方配偶者による家事労働等を含めた種々の協力を通して勤務を継続できたからこそ退職金を獲得できるものですから、退職金は原則として夫婦の共有財産と考えるべきものです。

ただ、他方で、退職金の支給時期が相当先になる場合には、勤務先の倒産や懲戒解雇などにより実際には支給されない場合もあり、このような場合まで退職金を財産分与の対象とすると、財産分与の支払義務を負う側にとって過大な負担となる可能性があります。

そこで、実務上は、退職金の「支給の蓋然性が高い

合」には、将来の退職金が財産分与の対象財産となるものと取り扱われています。

どのような場合に「支給の蓋然性が高い」といえるのかについては、定年退職までの期間、職種、勤務先の形態・規模・経営状態、退職金規程の存在などの事情が考慮されますが、特に定年退職までの期間が重視され、概ね10年を一つの目安として、支給の蓋然性について判断される傾向にあります。

ただ、公務員の場合は、倒産のおそれがないことなどから支給時期が10年以上先であっても支給の蓋然性が高いと評価される可能性があり、他方、小企業勤務の場合には、10年より前に退職する場合でも財産分与の対象とならない可能性があります。

もっとも、財産分与の対象にならないとしても、将来の退職金の存在を全く考慮しないのではなく、夫婦間の一切の事情を考慮する中で分与額を加算する一要素として考慮される可能性はあります。

3. 財産分与の額及び方法

将来の退職金が財産分与の対象になるとしても、将来の退職金をいくらかと評価するのか、また、支払時期をいつにするのかについても問題となります。

退職金の評価については、基準時点で自己都合退職したと仮定した場合の退職金額とする裁判例と、将来の定年退職時の退職金額とする裁判例とが存在します。いずれも、就労期間のうちの同居期間に対応する退職金部分が分与の対象となります。

また、支払時期については、離婚時とするものと将来の退職金支給時期とするものとに分かれています。

支払時期を離婚時とする場合には、退職金が手元にない段階で分与することになるため、退職金額が低めに評価される傾向にありますが、離婚時にまとめて解決できる点でメリットがあると言えます。